

子メーターの計量に基づき料金徴収をされている皆様へ（検定満了等について）

香芝市上下水道部設置のメーターより二次側（宅内側）で設置されているメーター（以下『子メーター』という。）の計量に基づき水道料金を徴収する場合は、計量法に基づく検定に合格したメーターを使用することが計量法で義務付けられています。また検定には期限があり、検定満了期間（８年）を経過したものは使用できません。（ただし、料金の徴収以外の目的で使用される場合は対象外です。）

検定に合格していないメーターや検定満了期間を経過したメーターを使用して料金を徴収された場合は計量法違反となり、計量法第１７２条に基づき６ヶ月以下の懲役、もしくは５０万円以下の罰金またはその両方が科せられるとなっています。 検定満了期間が差し迫った子メーターについては、速やかに交換をお願いします。

子メーターの交換については、香芝市指定給水装置工事事業者にご相談下さい。なお、子メーターの交換に係る費用は、子メーターの使用者様や管理会社様のご負担となりますので、ご了承ください。

<参考> 経済産業省ホームページ 『計量器の有効期間にご注意ください』

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/11_gaiyou_tani6.html

